

一 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）</p> <p>第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に定める事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びビロにおいて同じ。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> | <p>（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）</p> <p>第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に定める事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びビロにおいて同じ。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> |

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

- (1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。第百三十五条第五号ニにおいて同じ。）に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二條第三項第八号及び第百三十五條第五号ニにおいて同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五條第五号ニ及びへにおいて同じ。）の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ニ及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。同号ニにおいて同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニにおいて同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

- (1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。第百三十五条第三号ニにおいて同じ。）に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二條第三項第八号及び第百三十五條第三号ニにおいて同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下この号並びに第百三十五條第三号ニ及びへにおいて同じ。）の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ニ及び第百三十五條第三号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。第百三十五條第三号ニにおいて同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。第百三十五條第三号ニにおいて同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下

(2)、第二十二條第三項第八号及び第三十五條第五号ニにおいて同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二條第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(2)及び同号ニにおいて同じ。))を発電しようとする者(認定事業者に該当する者を除く。以下(2)及びへ並びに同号ニ(2)及びへにおいて「供給者」という。)の名称、当該供給者と電力供給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力供給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力供給契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ (略)

へ 認定事業者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。)

第三十五條第五号へにおいて同じ。)

ト・チ (略)

三 投資公共施設等運営権(投資信託財産に属する公共施設等運営権(令第三條第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下

(2)、第二十二條第三項第八号及び第三十五條第三号ニにおいて同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二條第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(2)及び第三十五條第三号ニにおいて同じ。))を発電しようとする者(特定供給者に該当する者を除く。以下(2)及びへ並びに第三十五條第三号ニ(2)及びへにおいて「供給者」という。)の名称、当該供給者と電力供給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力供給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力供給契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ (略)

へ 特定供給者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。)

第三十五條第三号へにおいて同じ。)

ト・チ (略)

三 投資公共施設等運営権(投資信託財産に属する公共施設等運営権(令第三條第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下

同じ。)をいう。以下この号において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類、別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第六号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

ロ・ハ（略）

ニ 公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。第百三十五条第六号ニにおいて同じ。））、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ（略）

ヘ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当

同じ。)をいう。以下この号において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類、別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第四号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

ロ・ハ（略）

ニ 公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。第百三十五条第四号ニにおいて同じ。））、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ（略）

ヘ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当

該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五條第六号へにおいて同じ。）

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百三十五條 法第八十三條第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者の名称、調達価格、調達期間その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (略)

ホ (略)

へ 認定事業者又は供給者に関する事項

該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五條第四号へにおいて同じ。）

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百三十五條 法第八十三條第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約の内容（特定供給者の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者の名称、調達価格、調達期間その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (略)

ホ (略)

へ 特定供給者又は供給者に関する事項

ト・チ (略)

六 (略)

(検査役が提供する電磁的記録)

第百五十八条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、
商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条第一
項に規定する電磁的記録媒体(電磁的記録に限る。)及び次に掲げ
る規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とす
る。

一・二 (略)

(削る)

(運用明細書)

第百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合におけ
る金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適
用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

ト・チ (略)

六 (略)

(検査役が提供する電磁的記録)

第百五十八条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、
磁気ディスク(電磁的記録に限る。)及び次に掲げる規定により電
磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

一・二 (略)

2 | 前項に規定する磁気ディスクとは、次のいずれかに該当するもの
をいう。

一 | 日本工業規格X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシ
ブルディスクカートリッジ

二 | 日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディ
スク

(運用明細書)

第百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合におけ
る金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適
用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号

銘柄

銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百五条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下この号において同じ。）の発行済株式又は出資（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて有する当該発行済株式又は出資に限る。）である場合にあつては銘柄、当該海外不動産保有法人の有する不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在

第三号

銘柄

銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百五条第一号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下この号において同じ。）の発行済株式又は出資（当該発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて有する当該発行済株式又は出資に限る。）である場合にあつては銘柄、当該海外不動産保有法人の有する不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在

及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容、公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等、商品投資等取引（投信法施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）に係る権利、再生可能エネルギー発

及び地番、設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項、取引の対象が公共施設等運営権（投信法施行令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては当該公共施設等運営権に係る公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この号において同じ。）の所在、地番、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）の内容、公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。）その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等、商品投資等取引（投信法施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいう。）に係る権利、再生可能エネルギー発

第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるに、いづれかの事由の発生が、生じた場合に、金銭を支

品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの

第二十一項第五号及び第二十二項第六号に掲げるに、いづれかの事由の発生が、生じた場合に、金銭を支

品関連オプションを付与する立場の当事者となるもの又は商品関連オプションを取得する立場の当事者となるもの

| | |
|-----|---|
| (略) | |
| (略) | の る と 事 の 立 す 受 銭 は の る と 事 の 立 払 も な 者 当 場 る 領 を 金 又 も な 者 当 場 う |
| (略) | |

| | |
|-----|---|
| (略) | |
| (略) | の る と 事 の 立 す 受 銭 は の る と 事 の 立 払 も な 者 当 場 る 領 を 金 又 も な 者 当 場 う |
| (略) | |

二 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）<u>第三条</u>に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。次条第一項第十五号ハにおいて同じ。）</p> <p>(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第二条第五項</u>に規定する認</p> | <p>（運用報告書の表示事項等）</p> <p>第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）<u>第二条</u>に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項</p> <p>ロ（略）</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。次条第一項第十五号ハにおいて同じ。）</p> <p>(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第三条第二項</u>に規定する認</p> |

定発電設備をいう。以下同じ。)に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)の内容(認定事業者(同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者(同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。)の名称、調達価格(同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。)、調達期間(同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。))その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約(特定契約に該当するものを除く。以下同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。))を発電しようとする者(認定事業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。))の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)、再生

定発電設備をいう。以下同じ。)に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)の内容(特定供給者(同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。)の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者(同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。)の名称、調達価格(同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。))、調達期間(同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。))その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約(特定契約に該当するものを除く。以下同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。))を発電しようとする者(特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。))の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)、再生

可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ 認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。次条第一項第十五号ニにおいて同じ。）

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項

へ・ト (略)

十七七二十九 (略)

257 (略)

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一5十四 (略)

十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ5ハ (略)

ニ 認定事業者又は供給者に関する事項

可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。次条第一項第十五号ニにおいて同じ。）

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項

へ・ト (略)

十七七二十九 (略)

257 (略)

（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等）

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一5十四 (略)

十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ5ハ (略)

ニ 特定供給者又は供給者に関する事項

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九條第三項各号に定める基準への適合に関する事項

へ・ト (略)

十六(二十五) (略)

2(5) (略)

ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六條第一項各号に定める基準への適合に関する事項

へ・ト (略)

十六(二十五) (略)

2(5) (略)

改正案

現行

別紙様式第1号（第57条関係）

別紙様式第1号（第57条関係）

附属明細表

附属明細表

第1～第6（略）

第1～第6（略）

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1)（略）

(1)（略）

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

| 設備の区分等 | No. | 名称 | 所在地 | 地域地区 | 敷地面積 | 構造 | 認定日 | 認定事業者等の名称 | 特定契約の相手方等の名称 | 調達価格等 | 調達期間等 | 取得年月日 | 取得価額 | 当期末帳簿価額 | 担保の状況 |
|--------|-----|----|-----|------|------|----|-----|-----------|--------------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 設備の区分等 | No. | 名称 | 所在地 | 地域地区 | 敷地面積 | 構造 | 認定日 | 特定供給者等の名称 | 特定契約の相手方等の名称 | 調達価格等 | 調達期間等 | 取得年月日 | 取得価額 | 当期末帳簿価額 | 担保の状況 |
|--------|-----|----|-----|------|------|----|-----|-----------|--------------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(表示上の注意)

(表示上の注意)

1（略）

1（略）

2 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。

2 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。

3～5（略）

3～5（略）

6 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定に

6 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同条第4項の規定による変

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>よる変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。</p> <p>7 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあつては認定事業者に該当する者の名称、それ以外の場合にあつては供給者に該当する者の名称を表示すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第8～第10 (略)</p> | <p>更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第5項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。</p> <p>7 「特定供給者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあつては特定供給者に該当する者の名称、それ以外の場合にあつては供給者に該当する者の名称を表示すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第8～第10 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <u>別紙様式第2号</u> （第58条第1項第26号関係） (以下略) | <u>別紙様式第2号</u> （第58条第1項第22号関係） (以下略) |

三 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）<u>第三条</u>に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）</p> <p>(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第二条第五項</u>に規定する認</p> | <p>（投資法人の現況に関する事項）</p> <p>第七十三条 前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）<u>第二条</u>に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）</p> <p>(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第三条第二項</u>に規定する認</p> |

定発電設備をいう。以下同じ。)に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)の内容(認定事業者(同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者(同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。)の名称、調達価格(同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。)、調達期間(同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。))その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約(特定契約に該当するものを除く。以下同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。))を発電しようとする者(認定事業者に該当する者を除く。以下「供給者」という。))の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)、再生

定発電設備をいう。以下同じ。)に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約(同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。)の内容(特定供給者(同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。)の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者(同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。)の名称、調達価格(同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。))、調達期間(同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。))その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約(特定契約に該当するものを除く。以下同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。))を発電しようとする者(特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。))の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。)、再生

| | |
|--|--|
| <p>可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>ニ 認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）</p> <p>ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項各号に定める基準への適合に関する事項</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>十六(二十六) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項</p> <p>ニ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）</p> <p>ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>十六(二十六) (略)</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

改正案

現行

別紙様式（第80条第1項関係）

別紙様式（第80条第1項関係）

附属明細書

附属明細書

第1～第6（略）

第1～第6（略）

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表

(1)（略）

(1)（略）

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

| 設備の区分等 | No. | 名称 | 所在地 | 地域地区 | 敷地面積 | 構造 | 認定日 | 認定事業者等の名称 | 特定契約の相手方等の名称 | 調達価格等 | 調達期間等 | 取得年月日 | 取得価額 | 当期末帳簿価額 | 担保の状況 |
|--------|-----|----|-----|------|------|----|-----|-----------|--------------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 設備の区分等 | No. | 名称 | 所在地 | 地域地区 | 敷地面積 | 構造 | 認定日 | 特定供給者等の名称 | 特定契約の相手方等の名称 | 調達価格等 | 調達期間等 | 取得年月日 | 取得価額 | 当期末帳簿価額 | 担保の状況 |
|--------|-----|----|-----|------|------|----|-----|-----------|--------------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(表示上の注意)

- (略)
- 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
- ～5 (略)
- 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の

(表示上の注意)

- (略)
- 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
- ～5 (略)
- 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。</p> <p>7 「<u>認定事業者等の名称</u>」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては<u>認定事業者</u>に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては供給者に該当する者の名称を表示すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第8～第14 (略)</p> | <p>びに同条第5項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。</p> <p>7 「<u>特定供給者等の名称</u>」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては<u>特定供給者</u>に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては供給者に該当する者の名称を表示すること。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第8～第14 (略)</p> |